

平成16年度第2回広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価の結果及び対応方針等について

標記の件について、平成16年度に実施した広島市公共事業の再評価結果、平成17年2月7日に開催された「広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会」の審議結果及び平成17年3月15日に決定した対応方針を次のとおり公表します。

1. 再評価の概要

事業種別	事業名	事業区間	対応方針案	事業評価監視委員会の審議結果	対応方針	対応方針の理由
土地 区 画 整 理 事 業  外	段原東部地区 の再開発	段原日出町、段原山崎町、上東雲町、段原南二丁目、段原三丁目、段原四丁目及び霞一丁目の各一部  〔住宅市街地総合整備事業は、上記に広島県警察学校敷地を加えた区域〕	事業継続	平成17年2月7日審議  【審議結果】 市の対応方針案を妥当と認める。	事業継続	本事業は、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業を合併施行することにより、段原東部地区の密集市街地の解消を図り、防災性の向上、居住環境の改善に大きく寄与するものであり、地区住民は当事業の早期完成を強く望んでいる。  については、魅力ある都心居住地区の形成を図るため、権利者との合意を尊重しつつ、事業費の削減等、効率的、効果的に事業を推進し、早期完成に向け努力していく。

2 その他

評価監視委員会に提出した資料及び評価監視委員会の会議要旨は、広島市公文書館、広島市都市整備局段原再開発部計画課及び広島市都市計画局都市政策部にて閲覧に供します。

平成 16 年度第 2 回広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価の結果及び対応方針等について

このことについて、平成 16 年度に実施した広島市公共事業の再評価の結果、平成 17 年 2 月 7 日に開催された「広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会」の審議結果及び平成 17 年 3 月 11 日に決定した本市の対応方針を次のとおり公表します。

1 再評価の概要

事業種別	事業名	事業箇所	対応方針案	事業評価監視委員会の審議結果	対応方針	対応方針の理由及び今後の方針
道路事業	可部地区まちづくり関連道路整備事業	国道 54 号・191 号、大毛寺川及び太田川等で囲まれた地区	事業継続	平成 17 年 2 月 7 日審議 【審議結果】市の対応方針案を妥当と認める。	事業継続	可部地区では、防災性の向上や良好な居住環境の形成を図るため、引き続き、生活道路網を整備していく必要がある。 しかしながら、可部地区まちづくり道路整備事業は、他の地区にはない特別な用地取得ルールにより整備を進めていることから、平成 11 年度の「広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会」の附帯意見を踏まえ、現行の用地取得ルールによる整備は平成 21 年度で終了させる。 今後は、平成 17 年度中に「可部地区街づくり連絡協議会」において、現在の生活道路網整備計画について、より効率的かつ効果的で実現可能なものになるよう、地元住民と調整し、再度見直したうえで、優先度の高い路線から、引き続き、事業を進める。 なお、平成 22 年度以降については、他地区と同様に道路の一般整備の枠内で整備していく。
都市公園事業	近隣公園整備事業 東千田公園	中区東千田一丁目	事業継続	平成 17 年 2 月 7 日審議 【審議結果】市の対応方針案を妥当と認める。	事業継続	東千田公園は、平成 10 年度に施設整備は完了しており、多くの市民にレクリエーション活動の場や憩いの場等として利用されている。 また、当該公園は、「広域避難場所」として指定されており、災害などの緊急時には、避難場所としての機能を果たす。 事業については、用地取得のため、国より貸付けを受けた費用(都市開発資金)の償還を引き続き実施していく。

2 その他

評価監視委員会に提出した資料及び評価監視委員会の会議要旨は、広島市公文書館、広島市都市計画局都市政策部、ならびに広島市都市計画局緑化推進部にて閲覧に供します。